

長野県生活困窮世帯緊急支援給付金(県)のご案内

この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少の中で、電力・灯油・食料品等の価格高騰等に直面した方々を支援するために、**国が実施する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(12ページ)に該当しない住民税所得割非課税世帯等に対し**、生活困窮世帯緊急支援金3万円を給付するものです。

●支給対象世帯

(1)住民税所得割非課税世帯

基準日(令和4年9月30日)において、世帯員の全員が住民税を課税されている方に扶養されている人からなる世帯ではなく、世帯全員の令和4年度分の住民税所得割が非課税である世帯

(2)家計急変世帯

住民税所得割非課税世帯以外で令和4年1月から12月までに予期せず家計が急変し、住民税所得割非課税世帯と同等と認められる世帯

●給付額

1世帯あたり3万円(1世帯1回限り、(1)と(2)の重複受給はできません)

●受給方法

(1)住民税所得割非課税世帯

対象と思われる世帯には、「支給要件確認書」を12月中旬に発送します。内容を確認いただき令和5年2月28日(火)までに町に返送してください。必要事項を記入して返信用封筒で返送することで申請できます。

(2)家計急変世帯

《申請できる世帯》

令和4年1月から12月までに予期せず収入が減少し、令和4年度分の住民税所得割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、「住民税所得割非課税相当水準以下」の世帯

	課税状況	対象となる世帯 (扶養されている世帯)	
		所得割非課税・ 均等割課税世帯	所得割非課税・ 均等割非課税世帯
扶養世帯	課税世帯 (所得割課税・均等割課税)	×	×
	所得割のみ非課税世帯 (所得割非課税・均等割課税)	県対象	県対象
	非課税世帯 (所得割非課税・均等割非課税)	県対象	国対象

詳しくはホームページでご確認ください。

ホームページは
こちら



問い合わせ先 保健福祉課福祉係(32)6522

令和4年1月以降、収入が減少した世帯の方は必ずご確認ください。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(国)のご案内

この給付金は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、国が特に家計への影響が大きい世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯あたり5万円を給付するものです。

●支給対象世帯

(1)住民税非課税世帯

基準日(令和4年9月30日)において、世帯員の全員が住民税を課税されている方に扶養されている人からなる世帯ではなく、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(2)家計急変世帯

住民税非課税世帯以外で令和4年1月から12月までに予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯と同等と認められる世帯

●給付額

1世帯あたり5万円(1世帯1回限り、(1)と(2)の重複受給はできません)

●受給方法

(1)住民税非課税世帯

対象と思われる世帯には、確認書または申請書を11月中旬から発送しています。内容を確認いただき令和5年1月25日(水)までに町に返送してください。必要事項を記入して返信用封筒で返送することで申請できます。

(2)家計急変世帯

《申請できる世帯》

令和4年1月から12月までに予期せず収入が減少し、令和4年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、「※住民税均等割非課税相当水準以下」の世帯

「※住民税均等割非課税世帯相当水準以下」の判定方法

令和4年1月以降の任意の1ヵ月の収入に1年分の12を掛け、年収に換算し判定します。収入の種類は、給与、不動産、年金です。非課税の公的年金等収入(遺族・障害年金など)は含みません。申請時点の世帯状況で判定します。一度でも給付を受けた世帯に属する者を含む世帯は対象となりません。収入で要件を満たさない場合は、所得見込額での判定を行い、限度額以下であれば給付の対象となります。計算方法等は、提出書類「簡易な収入(所得)見込額の申立書」をご覧ください。

家族構成例	非課税相当 年間収入限度額	非課税相当 年間所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円	166.8万円

《申請方法》

要件を満たす方は必要書類をご提出ください。

《提出書類》

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)
- ・簡易な収入(所得)見込額の申立書(家計急変者用)
- ・申請・請求者本人確認書類のコピー(運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険証等)
- ・受給口座を確認できる通帳やキャッシュカードのコピー
- ・「令和4年中の収入の見込額」または「任意の1ヵ月の収入」の状況を確認できる書類のコピー

《申請期限》

令和5年1月31日(火)(必着)

問い合わせ先

保健福祉課福祉係(32)6522
制度全般に関するご相談 臨時特別給付金コールセンター 0120(526)145

ホームページは
こちら

